

1. 議事日程（第23日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

- (1) 議案第35号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第36号 上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例及び上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第46号 財産の取得について
- (4) 陳情第 1号 新たな避難所の設置に係る陳情

日程第 2 文教厚生常任委員長報告

- (1) 議案第37号 上天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第38号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
- (3) 議案第39号 上天草市本と歴史の交流館条例の制定について
- (4) 議案第40号 上天草市歴史資料館条例の制定について
- (5) 議案第41号 上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 予算決算常任委員長報告

- (1) 議案第43号 令和5年度上天草市一般会計補正予算（第3号）
- (2) 議案第44号 令和5年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- (3) 議案第45号 令和5年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）

日程第 4 同意第13号 上天草市教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 同意第14号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 6 同意第15号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 7 議案第50号 令和5年度上天草市一般会計補正予算（第5号）

日程第 8 発議第 1号 議員制度調査特別委員会の設置に関する決議について

日程第 9 議員派遣の件

日程第10 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（14名）

議長 桑原 千知
1 番 北垣 洋 2 番 井手口隆光 3 番 木下 文宣
4 番 何川 誠 5 番 塩田 真一 6 番 嶋元 秀司
7 番 田中 辰夫 8 番 何川 雅彦 9 番 宮下 昌子
1 0 番 西本 輝幸 1 1 番 高橋 健 1 2 番 小西 涼司
1 5 番 田中 万里

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

な し

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	村田 一安
教 育 長	高倉 利孝	総務部長兼企画政策部長	坂田 結二
市 民 生 活 部 長	水野 博之	経 済 振 興 部 長	山本 一洋
建 設 部 長	岩永 裕一	健 康 福 祉 部 長	濱崎 裕慈
教 育 部 長	赤瀬 耕作	水 道 局 長	桑原 成明
上天草総合病院事務部長	須崎 朝幸		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	山川 康興	局 長 補 佐	山崎 大勝
主 幹	四丸 雄介	主 事	松原ちひろ

開議 午前10時00分

○議長(桑原 千知君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。本日、本会議の開催に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長(何川 雅彦君) おはようございます。

本会議の開催に先立ちまして、本日、議会運営委員会を開催し、追加議案等について審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。

追加議案等は、議案1件、発議1件の合計2件です。議案第50号は、本日の本会議に上程後、

委員会付託を省略し、質疑、討論を経て表決することに決定しました。発議第3号は、提出者から説明を受け、質疑討論を経て表決することに決定いたしました。

なお、追加議案に対する質疑は、通告を不要とすることに決定いたしましたので、併せて御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

日程第 1 総務常任委員長報告

○議長（桑原 千知君） 日程第1、総務常任委員長報告。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第30号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてほか3件を議題といたします。

総務常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（田中 辰夫君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託されました案件について、6月16日に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議案第35号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第36号、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例及び上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号、財産の取得についてでございますが、委員から、消防用の小型動力ポンプ積載車等特殊な財産の取得だが、入札には何社の応札があったのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、7社からの応札があったと答弁がありました。

このような審査を経まして、議案第46号は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第1号、新たな避難所の設置に係る陳情についてでございますが、委員間討議の中で、委員から、この陳情が提出されたということは、現状として、災害発生時、登立地区の方々の安心感と安全な環境の確保が十分でないと思われる。市民から、災害時の備えに対する要望があがった際は、現状をしっかりと受け止めるべきであると意見がありました。また、委員から、執行部に対し、同様の陳情書が市にも提出されたと思うが、執行部の見解はと質疑がありま

した。これに対し、執行部から、5月31日に回答書を渡しており、内容としては、登立地区だけでなく、市全体のこととして検討する必要があるため、現時点では、新たに避難所を建設する予定はなく、多くの避難所を形成するための財源の確保も見通しが立たない状況であり、長期的な考えが必要な事業であると申し上げたところである。また、大規模地震に直面した場合、地域の住民の皆さんに適切な判断を迅速に発信できるように、研修会等を開催し、地域の自主防災組織と連携を図りたいと答弁がありました。また、委員から、今回の陳情によって、市民が不安を感じていると認識出来たため、すぐに新たな避難所の設置は難しいと思うが、問題提起として採択すべきだと考えると意見がありました。

このような審査を経まして、本案は、全員異議なく採択とすべきものと決定いたしました。

以上が本委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることと決定しましたことも併せて御報告いたします。

以上で総務常任委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） これで質疑を終わります。

これから、総務常任委員会に付託しました案件について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長からの報告ありました案件について、順次、採決いたします。

議案第35号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第36号、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例及び上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第46号、財産の取得についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 陳情第1号、新たな避難所の設置に係る陳情を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桑原 千知君） 起立多数です。

したがって、本案は、採択することに決定いたしました。

日程第 2 文教厚生常任委員長報告

○議長（桑原 千知君） 日程第2、文教厚生常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第37号、上天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか4件を議題といたします。

文教厚生常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（小西 涼司君） 文教厚生常任委員長報告を申し上げます。さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、去る6月20日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第37号、上天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、具体的な改正内容はと質疑がありました。これに対し、執行部から、一例として、今まで指定難病医療費は対象でなかったが、併用受給が可能となり、通院の場合1,020円を超える医療費を助成するものと答弁がありました。また、委員から、助成の対象者数とは質疑がありました。これに対し、執行部から、熊本県でも1%程度を推計しており、本市において10名程度を見込んでいると答弁がありました。このような審査を経まして、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号、上天草市本と歴史の交流館条例の制定についてでございますが、委員か

ら、閉館時間を19時とした理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、利活用推進のため、現在の大矢野森記念図書館及び中央図書館の閉館時間である18時より1時間延長し、19時としたと答弁がありました。また、委員から、当該交流館について、開館を天草四郎ミュージアムの開館時間である9時にすることで、より相乗効果を高めることができ、市民の利便性も向上するのではないかと。開館時間を早くできる方法を検討する必要があるのではなどの意見がありました。

また、議案第40号、上天草市歴史資料館条例の制定について及び議案第41号、上天草市図書館条例の一部を改正する条例の制定につきましても、開館時間を早めるべきではないかなど、議案第39号と同様の意見がありました。

このような審査を経まして、議案第39号、上天草市本と歴史の交流館条例の制定について、議案第40号、上天草市歴史資料館条例の制定について及び議案第41号、上天草市上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定については、起立採決の結果、否決すべきものと決定しました。

以上が、文教厚生常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき御賛同くださいますようお願い申し上げます。なお、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることと決定しましたことも併せて御報告いたします。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） 何点かお尋ねいたします。議案第39号に対してでございます。39号、40号、否決ということで、ちょっとその中でお尋ねしたいんですけど、まず、閉館時間についての議論があったと。そのあとに、この開館時間の議論をされた上で否決ということで、この今回の議案提案の中の第5条の第2項の中に、前項の規定にかかわらず教育委員会が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができるとうたってございます。この部分で対応が出来ないかとか、そういうことは委員会では出なかったか。

また、もう1点お尋ねしたいのが、やはりこの今回の大矢野図書館については、様々な議論のあった末に今現在完成しております。大矢野の住民の方たちも大変楽しみにされております。そういう中で、今度この条例の中でいろいろ議論して、今回、開館時間、様々な約束事というか、ルール決めがなされるに当たってですね。やはりこれだけ市民が注目するであろう。あるいは、関心度が高い部分について、教育委員会より、事前に文教厚生常任委員会に、このような条例案を出すことに対しての勉強会なり、協議なり、そういうのがなされたのか。その2点お尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 委員長。

○文教厚生常任委員長（小西 涼司君） まず、1点目の開館時間は、場合によっては変更する

ことができるようなことの中で、確かに、そこらあたりは委員会の中で少し出ました。ただ、その都度変えるというよりも、ミュージアムの開館時間が9時でありますので、やっぱ集客とかいろんなその流れを見ると、条例としてやはり9時で合わせたほうがいいのではないかとというようなことに至って、結局9時にしたほうがいいということで決定した次第です。

あと、2点目は、教育委員会からの、この条例を提出するに当たって、前もっての勉強会なりなかったのかという質疑であります。図書館の今後の在り方等については、勉強会をいたしましたけれども、この開館時間については、特別ありませんでした。

○議長（桑原 千知君） 15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） 今回は、上程議案に対しての否決ということで、見る人によっては、この全てに対して反対のようなイメージが湧くんですよ。先ほどの委員長の報告によりますと、この開館時間の10時というのを9時にするというのみに委員の皆様は反対だったと。ほかの部分には賛成だったと捉えていいのか。この時間のみに対しての反対であってということですね。

もう1点お尋ねしたいのが、委員会の中で、その時間のみの変更であれば、委員会で一部修正をして、それで、採択をして、この本議会に提案するとか、そういう案は出なかったのか、お尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 委員長。

○文教厚生常任委員長（小西 涼司君） その委員会の議論、質疑とか議論の中で、まず最初、10時から閉館時間が新図書館は7時となっておりますので、例えば、龍ヶ岳とか姫戸あたり、松島の中央図書館も一緒なんですけど、新図書館の閉館時間が7時であれば、ほかの図書館もそれに合わせてもいいんじゃないかというような意見も出たのは事実です。ただ、その意見は、今回提出された条例には直接は実際関係ないんですね。他の図書館の部分ですので。だから、意見は出たのは間違いない。

ただ、審議する中で、ある一人の委員から、やはり10時は遅過ぎるのではないかと。ミュージアムの時間に合わせた方がいいのではないかとという意見が出まして、実際、採決になれば自分は反対したいという意見がありましたので、一応、暫時休憩の中で、控室でいろんな話も出ました。それは、例えば、6月議会ではなくて、9月議会までに10時を9時に修正できるようなことができないかというような意見とか、いろいろ出たんですけども、9月議会では、もう10月が図書館の開館ですので、だから、もう時間的には間に合わない。周知もしなくてはいけないので、もう9月議会では間に合わないということで、結局は、今回この議会で決めなくてはならないということで至っております。

委員会の中で修正案等で採択出来なかったのかという質疑でありますけれども、いろいろ私も地方議会の議員議会のハンドブックとかいろいろ見た中で、本会議が開会されて、そのあと議案質疑、委員会付託ということで流れになるんですけども、実際、動議というのは、本来いつでも提出できるということは書いてあるんです。ただ、修正案とかそういった動議については、前

もってその説明があった後に、委員長に前もって提出する義務があるということも書いてあります。ですから、そのときに、委員会の中でも議論を始めた中で、それから修正を受付けたりした場合に、物理的にも、ほかの審議もありますので、時間的なこととかいろんなことで、委員会の中で修正案を提出していただくというようなことは、流れる的にもちょっと無理なところがあって、結局は、この本会議の中でこのような委員長報告に至りました。

○議長（桑原 千知君） 15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） 委員長の報告で、委員会の中身というのは、あらずじ分かりました。この後、修正案が出るということですので、まず、そのとき中身というのをしっかり、結論から言うと、委員会の中では、この時間の部分だけに、開館時間に対しての修正ということと、今後、やはり進めるにあたって、やはりこれは委員長へというよりも、この場を借りて、やはり教育部局と文教厚生常任委員会と、こういう部分はしっかりと前もって勉強会等なりをして、やはり議員は一人一人が支援者がいて、特に、文教厚生の中には大矢野町の議員さんもおられます。大矢野町の方たちがどういう思いでこの図書館が建った後の自分の学びを向上につながるかというの、いろいろ話の中で開館時間とか閉館時間とかも、そこでちょっと勉強していただいて、今後につなげていただければと思います。

○議長（桑原 千知君） 委員長。

○文教厚生常任委員長（小西 涼司君） 6月議会に当たって、文教厚生常任委員会でも、閉会中の継続審査ということで、スパ・タラソと新図書館については勉強会を2度ほど開いてやったわけなんですけど、ただ、今後の在り方についての審議が結構中身があったんですが、時間的なことがちょっとおろそかになっていた部分も、今思えばあったのかもしれないので、今後は、私たち文教だけじゃなくて、そういった時間的なことは大事なことでありますので、やっていきたいと思います。

以上です。

○議長（桑原 千知君） ほかにございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） これで質疑を終わります。

○議長（桑原 千知君） ここで、報告します。

議案第39号、議案第40号、議案第41号に対して、高橋健君、宮下昌子君、木下文宣君から、修正の動議が提出されております。

これから、文教厚生常任委員会に付託いたしました案件のうち、修正の動議が提出された議案を除く議案第37号及び議案第38号について、討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

これから文教厚生常任委員会に付託しました案件のうち、修正の動議が提出された議案を除く議案第37号及び議案第38号について、順次、採決いたします。

議案第37号、上天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採択いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第38号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第39号、上天草市本と歴史の交流館条例の制定についてに対して、高橋健君、宮下昌子君、木下文宣君から、修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

11番、高橋健君。

○11番（高橋 健君） 議案第39号、上天草市本と歴史の交流館条例の制定についてに対する修正案。

議案第39号、上天草市本と歴史の交流館条例の制定についての一部を次のとおり修正する。
第5条及び別表備考第2号中、午前10時を午前9時に改める。

提案理由といたしまして、当該施設の推進計画の基本理念である多様な利用者のニーズに応えられるよう、誰でも気軽に楽しく活動でき、地域拠点交流の場となり、情報が集まり発信できる場へをより推進するため、開館時間を早めることにより、利便性を高め、ひいては、施設の利用促進を図ることができる。また、近隣の観光施設等との開館時間を同じくすることで、地域拠点の交流の場として、より一層の効果を高めることができると考えたため、開館時間を午前10時から午前9時へ変更することを修正案として提出いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 以上で、提出者からの説明は終わりました。

これから、修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） 先ほどの文教厚生常任委員会の委員長報告と重複するところがございいますが、今回ももとの10時というのを9時にするというので、時間のみの変更という一部修正と感じておりますが、間違いございませんか。

○11番（高橋 健君） はい。間違いございません。先ほどの委員長報告の中で、ほぼほぼ

説明されております。田中議員がおっしゃったとおり、議会として本当にスマートなやり方としては、文教厚生委員会の中で動議を修正をして、修正案を可決した中で本会議で臨むというのが、望ましいやり方だったと私も承知しております。

ただ、委員長も申されたとおり、その日に動議かけてやれないこともなかったですけども、恐らく物理的に、職員の勤務時間内には終わらないだろうし、委員長も言われましたけど、やはり事前に報告しておくということが大前提になっておったということで、今回のケースになりました。

あと、閉会中の継続審査におきましても、教育委員会とは当然やっております。ただ、条例のことについての相談は、やっぱりそのとき私も副委員長をしておりましたので、委員長、副委員長私共々、こういうのを6月議会に出すから、どうでしょうかという相談はなかったというのが現状です。

以上です。

○議長（桑原 千知君） 15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） この開館時間というのは、非常に利用者にとっては大事なことだと思います。委員会の中でこのような判断になったということであればということでもありますので。それと、今回の提案理由について、多様な利用者のニーズに応えられるよう誰でも気軽に楽しく活動でき、地域拠点交流の場となりということがございます。今回は、開館時間だけを議論されたと思いますが、高橋議員も私と同じ大矢野町の出身の議員で、今回のこの議論をするに当たっても、様々な市民の方からのいろいろなアンケートまではいかなくても、情報等を得られて、今回こういう答えになったんだと思います。この閉館時間については、議論が今回何も記載されておりませんが、閉館時間、図書館の終わる時間。今回は、開館時間だけとなっておりますが、閉館時間等は考えは及びませんでしたか。というのが、やはり夏休み、あるいは、受験前とかそういう部分もあるので、その辺を参考のためお尋ねします。

○議長（桑原 千知君） 高橋健君。

○11番（高橋 健君） 閉館時間に関しましては、教育委員会からの答弁が、1番最初に質問されたときに、図書館審議会の中で、閉館時間を延ばしてくれというような要望があったということで、その委員会の中で受けています。でも、開館時間についてはなかったと。ただ、やはり田中議員がおっしゃったとおり、ほかの施設との兼ね合い、上のミュージアムの立橋なんかもありますので、ミュージアムは9時に開館するのに、本と歴史の交流館は10時からっていうとじゃ、やっぱり整合性が保たれないだろうというところに私一番疑問を置きましたので、この条例にこういう結果になったという形になります。

ただ、開館時間、閉館時間に関しては、図書館審議会の中でも、より多くの方々に利用してほしいという理由の中で意見が出されたということは、我々の委員会の中でも聞いております。

以上です。

○議長（桑原 千知君） いいですか。なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第39号について討論を行います。まず、原案賛成者の討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 次に、原案及び修正案反対者の討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 次に、原案賛成者の討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 次に、修正案賛成者の討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、上天草市本と歴史の交流館条例の制定についてを採決いたします。

まず、本案に対する高橋君ほか2名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桑原 千知君） 起立多数です。

したがって、修正案は、可決されました。

○議長（桑原 千知君） 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第40号、上天草市歴史資料館条例の制定についてに対して、高橋健君、宮下昌子君、木下文宣君から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

高橋健君。

○11番（高橋 健君） 議案第40号、上天草市歴史資料館条例の制定についてに対する修正案です。議案第40号、上天草市歴史資料館条例の制定についての一部を次のように修正する。第6条中、午前10時を午前9時に改める。

提案理由としましては、当該施設の推進計画の基本理念である多様な利用者のニーズに応えられるよう誰でも気軽に楽しく活動できる地域拠点交流の場となり、情報が集まり発信できる場へをより推進するため、開館時間を早めることにより、利便性を高め、ひいては施設の利用促進を図ることができる。また、近隣の観光施設と開館時間を同じくすることで、地域拠点の交流の場としてより一層の効果を高めることができると考えたため、開館時間を午前10時から午前9時へ変更することを修正案として提出いたしました。

御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 以上で、提出者からの説明は終わりました。

これから、修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第40号について討論を行います。

まず、原案賛成者の討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 次に、議案及び修正案反対者の討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 次に、原案賛成者の討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 次に、修正案賛成者の討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、上天草市歴史資料館条例の制定についてを採決いたします。まず、本案に対する高橋君ほか2名から提出された修正案について、起立により採決いたします。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桑原 千知君） 起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

○議長（桑原 千知君） 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除き、他の部分は、原案のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第41号、上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてに対して、高橋健君、宮下昌子君、木下文宣君から、修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

11番、高橋健君。

○11番（高橋 健君） 読み上げる前に、修正案を出す前に、委員長報告になかったことを申し添えたいですけど、大丈夫でしょうか。

○議長（桑原 千知君） いいんじゃないですか。

○11番（高橋 健君） 分かりました。議長のお許しが出ましたので、議案第41号、上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案です。

これに至るまでには、この議案に関しては、他の松島の中央図書館だったりも時間あります。ただし、今度の上天草市立大矢野図書館の時間だけを午前9時にと、閉館時間を午後7時と。だ

けん、ほかの先ほどのやりとりの中でいくなら、抜くのであれば、本来なら、やはり統一したほうがいいだろうという意見は出ました。ただし、今回オープンが10月になるので、取りあえずっていうことは表現正しくないですけども、この条例に関しては、今回だけは午前10時、大矢野図書館は午前10時にして、閉館時間を午後7時にすると。ただし、今後は、ほかの図書館に関しても審議は必要だよねという意見は出たことを申し添えて、修正案を発表いたします。

議案第41号、上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案です。

議案第41号、上天草市立図書館の条例の一部を改正する条例の制定についての一部を次のように修正する。第4条の表中、上天草市立大矢野図書館午前10時から午後7時を、上天草市立大矢野図書館午前9時から午後7時に改める。

提案理由といたしましては、当該施設の推進計画の基本理念である多様な利用者のニーズにこたえられるよう、誰でも気軽に楽しく活動でき、地域拠点交流の場となり、情報が集まり発信できる場へをより推進するため、開館時間を早めることにより、利便性を高め、ひいては、施設の利用促進を図ることができる。また、近隣の観光施設等の開館時間を維持することで、地域拠点交流の場として、より一層の効果を高めることができると考えたため、開館時間を午前10時から午前9時へ変更することを修正案として提出いたします。

よろしくをお願いします。

○議長（桑原 千知君） これで、提出者からの説明は終わりました。

これから、修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第41号について討論を行います。まず、原案賛成者の討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 次に、原案及び修正案反対者の討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 次に、原案賛成者の討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 次に、修正案賛成者の討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号、上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

まず、本案に対する高橋君ほか2名から提出された修正案について、起立により採決いたします。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桑原 千知君） 起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

○議長（桑原 千知君） 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。
修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 予算決算常任委員長報告

○議長（桑原 千知君） 日程第3、予算決算常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託しました議案第43号、令和5年度上天草市一般会計補正予算（第3号）ほか2件を議題といたします。予算決算常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下 文宣君） 予算決算常任委員会委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、予算決算常任委員会に付託を受けました議案第43号から議案第45号について、去る6月22日に予算決算常任委員会を開き、各分科会会長報告を受け、内容について審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第43号、令和5年度上天草市一般会計補正予算（第3号）でございますが、各分科会会長から、次のような審査内容が報告されました。

まず、総務部所管ですが、公共施設等への太陽光発電設備等導入調査支援業務委託料について、委員から、設置場所や設置方法など様々な観点から調査を実施するのか。また、調査後に設置するとなった場合、補助の割合はと質疑がありました。これに対し、執行部から、公共施設や市有地の駐車場、合計67か所についての設置場所等も含めた総合的な調査となっている。また、設置する施設によって、補助の有無は変わると思われるため、そういった部分も含めて今回調査を実施すると答弁がありました。また、委員から、公共施設や駐車場以外にも活用していない市有地があると思うが、そういった場所は対象とならないのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、補助の対象が市の公共施設と限定されているため、今回は、公共施設と付随する駐車場の調査を実施すると答弁がありました。

次に、市民生活部所管ですが、龍ヶ岳統括支所管理事務事業について、委員から、地域おこし協力隊を募集する際、テーマや目的を絞った形での募集となるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、令和3年度から、龍ヶ岳地域まちづくり委員会で協力隊を募集するに当たっての協議を行っており、その中で、高齢化や人口減少によって地域が衰退しているという意見が多かったため、地域活性化につながることを目的とした隊員を採用したいと考えていると答弁が

ありました。また、委員から、面接時から、地域の方々に審査委員として入っていただき、事業への関わりをつくってほしいが、面接は誰が行うのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、面接の際は、市職員のほか龍ヶ岳地域まちづくり委員に審査委員として入っていただく予定であると答弁がありました。

次に、企画政策部所管についてですが、樋合リゾート開発事業について、委員から、オープンの時期は把握しているか。また、交付対象の施設はと質疑がありました。これに対し、執行部から、来年夏頃のオープンを予定されている。また、第1期工事は、施設全体で本館棟1棟、宿泊棟12棟が建設されるが、今回の交付対象施設は本館棟であると答弁がありました。

また、委員から、今回、総務省から交付金を受けた国のローカル10000プロジェクトは広い分野で活用できるようだが、一つの事業に対し一度しか活用出来ないのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、一つの事業に対し一度だけで、今後ローカル10000プロジェクトについては、総合計画などに沿って、官民連携で取組む企業や進出協定を締結した企業に対し支援を検討していきたいと答弁がありました。

次に、経済振興部所管について、市道高戸樋島線橋台箇所地質調査業務委託について、委員から、令和4年度に、道路詳細設計業務を実施する中で、橋梁の箇所について、当初計画から変更されているが、変更前と変更後における橋梁維持管理費の試算はと質疑があり、執行部から、維持管理費の試算条件としては、橋梁新設後50年間の維持管理費を算出して比較したところ、当初計画では、既存橋梁を利用して車道橋を新設した場合の維持管理費として、法定点検870万円と修繕費6,000万円の計6,870万円を見込んでいるが、計画変更後の橋梁新設に係る維持管理費については、法定と点検のみの560万円を見込んでいると答弁がありました。また、委員から、橋梁の新設に伴う湾内の船の係留について、住民に対し説明は行われたのかと質疑があり、執行部から、昨年8月に住民説明会を開催し、同湾内に船を係留されている方々に意見を伺った。現在の計画では、道路が少し海面に張り出すため、係留スペースが現在より少し狭くなるとの意見をいただいたが、おおむね計画については、同意をいただいたと認識していると答弁がありました。

次に、教育部所管について、バスケットボール教室等開催業務について、対象者や開催場所等具体的内容はと質疑がありました。これに対し、執行部から、天草管内の小中学生を対象に、プロチームの選手によるスポーツ教室を大矢野総合体育館で実施予定していると答弁がありました。また、委員から、大道中学校財産処分の承認に係る基金積立金について、積立金の具体的内容はと質疑があり、執行部から、旧大道中学校の校舎を食品販売会社に貸与したことによるものと答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第44号、令和5年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、慎重に審議しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第45号、令和5年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、慎重に審議しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、予算決算常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願いいたします。

なお、予算決算常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることに決定したことも併せて御報告いたします。

以上で、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） これで質疑を終わります。

これから予算決算常任委員会に付託しました案件について討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

ただいまから、委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

議案第43号、令和5年度上天草市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第43号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第44号、令和5年度上天草市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第44号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第45号、令和5年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第45号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 同意第 1 3 号 上天草市教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（桑原 千知君） 日程第 4、同意第 1 3 号、上天草市教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 1 3 号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（桑原 千知君） 起立多数です。

したがって、同意第 1 3 号は可決されました。

日程第 5 同意第 1 4 号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（桑原 千知君） 日程第 5、同意第 1 4 号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

これから同意第 1 4 号を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（桑原 千知君） 起立多数です。

したがって、同意第 1 4 号は可決されました。

日程第 6 同意第 1 5 号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（桑原 千知君） 日程第 6、同意第 1 5 号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

これから同意第15号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桑原 千知君） 起立多数です。

したがって、同意第10号は可決されました。

日程第 7 議案第50号 令和5年度上天草市一般会計補正予算（第5号）

○議長（桑原 千知君） 日程第7、議案第50号、令和5年度上天草市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案につきまして御説明いたします。

追加議案として、令和5年度上天草市一般会計補正予算（第5号）の予算議案1件を提出しております。議案の詳しい内容につきましては、総務部長から説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、執行部から、議案内容の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長兼企画政策部長（坂田 結二君） よろしくをお願いいたします。議案書1ページをお願いいたします。

議案第50号、令和5年度上天草市一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ4,745万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を217億4,440万9,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

70（款）県支出金、15（項）県補助金は2,372万6,000円の増額でございます。内容といたしまして、30（目）商工費県補助金が、物価高騰対応生活者支援交付金を増額するものでございます。

85（款）繰入金、15（項）基金繰入金は2,372万6,000円の増額でございます。内容といたしまして、10（目）財政調整基金繰入金が、歳入歳出予算との調整により増額するものでございます。

歳出について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

40(款)10(項)商工費は4,745万2,000円の増額でございます。内容といたしまして、15(目)商工振興費が、国による支援が行われていないLPガス使用世帯の負担を軽減するため、市内のLPガス使用世帯へ物価高騰対策のために支給するLPガス価格高騰対策支援事業補助金を増額するものでございます。

以上が、令和5年度上天草市一般会計補正予算(第5号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 以上で、提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

まず、議案第50号、令和5年度上天草市一般会計補正予算(第5号)について質疑ありませんか。

9番、宮下昌子君。

○9番(宮下 昌子君) LPガスの高騰によるということですがけれども、概要説明を見てみますと、使用世帯、事業所を除くとありますけれども、要するに、一般家庭だけということなのでしょうか、お尋ねします。

○議長(桑原 千知君) 経済振興部長。

○経済振興部長(山本 一洋君) 御説明いたします。本事業につきましては、県の事業を活用させていただくこととなっております。県の方針としまして、一般家庭に限るということで設定しておりますので、本市においても、そのように取り扱わせていただきます。

○議長(桑原 千知君) 9番、宮下昌子君。

○9番(宮下 昌子君) いいです。

○議長(桑原 千知君) ほかにございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は可決することに決定しました。

○議長(桑原 千知君) 皆さんにお諮りします。

1時間を経過しましたが、引き続き審議を継続してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） では、続行いたします。

日程第 8 発議第 1号 議員制度調査特別委員会の設置に関する決議について

○議長（桑原 千知君） 日程第8、発議第1号、議会制度調査特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

議会運営委員長、何川雅彦君。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） よろしくお願ひします。

発議第1号、議会制度調査特別委員会設置に関する決議についてを、会議規則第17条第1項の規定により提出するものです。

提出者は、上天草市議会議会運営委員長、何川雅彦。賛成者は、上天草市議会総務常任委員長田中辰夫ほか2名です。

決議の内容を説明します。別冊議員発議2ページを御覧ください。

昨今、地方議会議員選挙の投票率低下や無投票選挙の増加に見られるように、全国的な有権者の議会への関心度の薄れや議員への成り手不足の問題が顕著化しており、今後、早急に地方議会のあるべき姿を目指した改革を行う必要があります。

そこで、本市議会におきましても、議員が一体となり、改革に必要な事項を調査、検討することで、効果的な議会改革を推進し、組織の活性化を図るために、議会制度調査特別委員会の設置を求めるものです。

同委員会の構成人数は、議長を除く議員全員の13名。同委員会の任務としましては、上天草市議会の改革を推進するため、議員定数や議員報酬、政務活動費などの在り方について、必要な事項を調査検討し、その結果を議会に報告するものです。

以上、御賛同いただきますよう、お願ひ申し上げます。

○議長（桑原 千知君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議員派遣の件

○議長（桑原 千知君） 日程第9、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件は、会議規則第167条の規定により、御手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

よって、このように決定いたしました。

お諮りします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、本職に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

よって、変更する場合には、本職に一任することに決定いたしました。

日程第10 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（桑原 千知君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

御手元に配付のとおり、各委員会の委員長から、所管事務調査について閉会中の継続審査及び調査の申出があります。お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これをもちまして、令和5年第3回上天草市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時06分